

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月24日（平成30年（行情）諮問第44号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行情）答申第592号）

事件名：平成28年度在外邦人等保護措置訓練について行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度在外邦人等保護措置訓練」について「行政文書ファイル等（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書2ないし文書48（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け防官文第14879号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書及びその添付資料については省略する。）。

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件訴訟における準備書面）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写してい

るか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙のとおり48文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して、平成29年10月6日まで開示決定等の期限を延長し、まず、別紙に掲げる文書1を特定し、法9条1項の規定に基づき、同年4月7日付け防官文第5511号により、法5条3号に該当する文書を不開示とする一部開示決定処分を行った後、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、同年10月6日付け防官文第14879号により、法5条1号及び3号に該当する文書を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

(2) 法5条該当性について

付紙第2（省略）のとおり。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁

的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル並びにPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が付紙第2（省略）のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年1月24日付け防官文第700号により諮問した平成30年（行情）諮問第44号について、下記のとおり補充して説明するとともに、当該諮問書理由説明書の付紙第2に誤りが認められたため、その全部を改める。

- (1) 文書5（平成28年度在外邦人等輸送訓練（28RJNO）状況報告28.12.15 28RJNO統裁部）の1ページの一部については、法5条1号に該当し不開示としたが、起案者の内線番号が記載されており、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示事由を追加する。
- (2) 文書6（平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加計画について 28年12月1日 防衛部）の主務者の一部（1枚目）については、法5条1号に該当し不開示としたが、主務者の内線番号が記載されており、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月7日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年9月30日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和4年2月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、別紙に掲げる文書2ないし文書48である。

審査請求人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分について、同条6号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、不開示情報該当性の検討に当たり、当審査会において本件対象文書を確認したところ、マスキングされている部分の一部（文書18の別紙中の第5項及び文書25の2ページ）について、行政文書開示決定通知書では「不開示とした部分」として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分において開示された部分と認められるから、本件審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

- (3) また、行政文書開示決定通知書において「不開示とした部分」として記載されている文書3（別表の通番1及び通番2に該当する各部分）の各「付紙第3項」及び文書8（別表の通番15に該当する部分）の「同第5号」の各表記について、当該各文書を見分したところ、当該各表記の指す箇所が必ずしも明確でないことが認められた。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、項目番号の記載に誤りがあり、上記各表記は、別表の通番1では「同第3項」、通番2では「付紙第3」及び通番15では「第5項第2号」がそれぞれ正しいとのことであった。

当該各文書を見分すると、諮問庁の上記説明のとおり、項目番号の誤記とみることが自然であり、いずれも、当該各文書と照らし合わせれば、不開示部分に誤解を生じさせる程度にまでは至っていないと認められることから、原処分においては、通番1では「付紙第2第2項及び同第3項」、通番2では「付紙第3」及び通番15では「第5項第2号」のそれぞれ一部が不開示とされたものと解することができる（これらの誤記を上記のとおり修正し、上記第3の2の説明及び改められた付紙第2の内容を反映したものが別表の2ないし4欄である。）。

したがって、当該各不開示部分については、その不開示情報該当性を検討するものとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書のうち、文書2ないし文書5、文書6（1枚目を除く）、文書7ないし文書13、文書15、文書16の一部、文書17、文書20、文書21、文書30、文書32ないし文書41、文書45及び文書46については、いわゆるプレゼンテーションソフト又は文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

イ 文書6の1枚目、文書16の一部、文書22ないし文書24、文書29、文書47及び文書48については、そもそも紙媒体からPD

F化したため当初からPDF形式以外の電磁的記録を保有していない又はいわゆるプレゼンテーションソフト若しくは文書作成ソフトで作成した後にPDF化し、原稿については速やかに廃棄したと考えられるものであることから、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ なお、文書14、文書16の一部、文書18、文書19、文書25ないし文書28、文書31及び文書42ないし文書44については、紙媒体の文書を保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 原処分に当たり、関係部署において、書棚、書庫及びパソコン上のファイルの探索等を行ったが、文書6の1枚目、文書12、文書13、文書16、文書22ないし文書24、文書29、文書47及び文書48のPDF形式以外の電磁的記録は確認できなかった。また、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、文書6の1枚目、文書12、文書13、文書16、文書22ないし文書24、文書29、文書47及び文書48のPDF形式以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 文書6の1枚目、文書16の一部、文書22ないし文書24、文書29、文書47及び文書48について、PDF形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)イの説明は、これらの文書の態様に鑑みて、特段不自然、不合理とはいえず、上記(1)ウの探索の範囲、方法が不十分ともいえないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(文書6の1枚目、文書16の一部、文書22ないし文書24、文書29、文書47及び文書48のPDF形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報について(法5条1号該当性)

ア 別表の通番3のうち5ページ、通番6のうち6ページ、通番36、通番44及び通番46の各不開示部分について

当該部分は、自衛隊員及び他省庁の職員の写真の顔部分であることが認められ、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、当該部分の法5条1号ただし書イ該当性を検討するに当たり、自衛隊員及び他省庁の職員の写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)及び他省庁の指定職以上の者の顔写真については、報

道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、将官以外（1佐以下の自衛官及び事務官等）及び他省庁の指定職以外の者の顔写真については、ウェブサイト等の広報資料等において顔写真を公表している者を除き、公表慣行がないものとして不開示としており、当該部分に写っている者は、いずれもそれら公表慣行があるものには該当しないとの説明があった。

諮問庁の上記説明を覆す事情もないことから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の通番3、通番5及び通番10のうち各5欄に掲げる部分について

当該部分には、担当職員の氏名及び階級等が記載されていることが認められ、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分は、同号ただし書ハに該当し、公務員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き同号ただし書イに該当し、開示すべきとされているところ、当該部分はいずれも職務遂行に係る公務員の職又は氏名と認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イ又はハに該当し、同号に該当せず、開示すべきである。

(2) 自衛隊の統合訓練の具体的な目標、計画及び内容の細部並びに当該訓練により得られた成果の詳細等に関する情報について（法5条3号該当性）

ア 別表の通番1、通番2、通番4、通番7ないし通番9、通番11ないし通番32、通番33及び通番34のうち下記イを除く部分、通番35、通番37ないし通番43、通番45並びに通番47ないし通番82の各不開示部分について

当該部分には、統合訓練における具体的な目標、計画及び内容の細部並びに当該訓練により得られた成果の詳細等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関す

る能力や練度が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、通番4に掲げる10ページ及び通番7に掲げる14ページの各不開示部分のうち通番3及び通番6にも該当する部分については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の通番33及び34の各5欄に掲げる部分について

当該部分には、統合訓練における具体的な目標、計画及び内容の細部並びに当該訓練により得られた成果の詳細等が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該部分は、原処分で既に開示されている部分等から容易に推測できる一般的な記述にすぎず、これを公にしても、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 行政機関担当者の内線番号について（法5条6号柱書き該当性）

別表の通番5及び通番10のうち上記(1)イに掲げる部分を除く不開示部分には、行政機関担当者の内線番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表の5欄に掲げる部分以外の部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

- 1 処分庁が特定した文書（本件対象文書は文書2ないし文書48）
 - 文書1 平成28年度在外邦人等保護措置訓練の実施に関する自衛隊一般命令（自般命第128号。28.12.5）
 - 文書2 平成28年度在外邦人等保護措置訓練想定（28.12.8）
 - 文書3 平成28年度在外邦人等保護措置訓練の実施に関する統合幕僚長指示（統合幕僚長指示第81号。28.12.5）
 - 文書4 平成28年度在外邦人等輸送訓練（28RJNO）状況報告
28.12.14 28RJNO統裁部
 - 文書5 平成28年度在外邦人等輸送訓練（28RJNO）状況報告
28.12.15 28RJNO統裁部
 - 文書6 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加計画について 28年12月1日 防衛部
 - 文書7 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する中央即応連隊一般命令（中即連般命第103号。28.12.5）
 - 文書8 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する国際活動教育隊一般命令（国際教般命第104号。28.12.6）
 - 文書9 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する中央即応集団一般命令（中即集団般命第111号電。28.12.6）
 - 文書10 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する東部方面隊一般命令（東方般命第55号電。28.12.8）
 - 文書11 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する第1ヘリコプター団一般命令（1ヘリ団般命第330号。28.12.8）
 - 文書12 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する32普通科連隊一般命令（32普連般命第190号電。28.12.8）
 - 文書13 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する第1師団一般命令（1師般命第128号電。28.12.8）
 - 文書14 中央即応集団の実施する平成28年度在外邦人等保護措置準備訓練の参加に関する第1師団一般命令（1師般命第129号電。28.12.9）
 - 文書15 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する中央即応集団司令部付隊一般命令（中即集団付般命第105号。28.12.9）
 - 文書16 28RJNO・TTX成果報告 平成28年12月12日 防衛課長
 - 文書17 「平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加に関する中央即応集団一般命令」の一部変更に関する中央即応集団一般命令（中即

- 集団般命第115号電。28.12.20)
- 文書18 平成28年度在外邦人等保護措置訓練成果について(報告)(32普連第1119号。28.12.21)
- 文書19 平成28年度在外邦人等保護措置訓練の成果について(報告)(1師3第17号電。29.1.12)
- 文書20 平成28年度在外邦人等保護措置訓練の成果について(報告)(中即集団防第75号電。29.2.3)
- 文書21 平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加成果について(報告)(東方防第47号電。29.2.3)
- 文書22 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する自衛艦隊一般命令(自艦隊般命第1353号。28.12.5)
- 文書23 平成28年度在外邦人等保護措置訓練に関する成果及び教訓事項等について(報告)(おおすみ第235号。28.12.20)
- 文書24 平成28年度在外邦人等保護措置訓練に関する成果等について(報告)(自艦隊作第230号。29.2.3)
- 文書25 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空総隊一般命令(総隊般命第133号。28.12.9)
- 文書26 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への人員の差し出しに関する北部航空方面隊一般命令(北空般命第107号。28.12.9)
- 文書27 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加等に関する中部航空方面隊一般命令(中空般命第148号。28.12.9)
- 文書28 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への要員の差し出しに関する西部航空方面隊一般命令(西空般命第163号。28.12.9)
- 文書29 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する南西航空混成団一般命令(南混団般命第122号。28.12.9)
- 文書30 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する作戦情報隊一般命令(作情隊般命第113号。28.12.13)
- 文書31 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する作戦情報処理群一般命令(処理群般命第44号。28.12.13)
- 文書32 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する第1情報処理隊一般命令(1情隊般命第40号。28.12.13)
- 文書33 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空戦術教導団一般命令(戦術団般命第88号。28.12.12)
- 文書34 平成28年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空支援集団一般命令(支援集団般命第107号。28.12.6)

- 文書 3 5 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空支援集団司令部一般命令（支援集団司般命第 4 5 号。2 8 . 1 2 . 6）
- 文書 3 6 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練の参加成果について（登録外報告）（支援集団演第 1 号。2 9 . 1 . 1 0）
- 文書 3 7 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への人員及び装備品等の差し出し等に関する第 1 輸送航空隊一般命令（1 輸空隊般命第 1 5 7 号。2 8 . 1 2 . 9）
- 文書 3 8 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練の要員の一部変更に関する第 1 輸送航空隊一般命令（1 輸空隊般命第 1 5 9 号。2 8 . 1 2 . 1 3）
- 文書 3 9 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加等に関する第 2 輸送航空隊一般命令（2 輸空隊般命第 1 1 0 号。2 8 . 1 2 . 8）
- 文書 4 0 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する第 3 輸送航空隊一般命令（3 輸空隊般命第 1 2 1 号。2 8 . 1 2 . 9）
- 文書 4 1 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空気象群一般命令（気象群般命第 1 5 0 号。2 8 . 1 2 . 1 3）
- 文書 4 2 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する航空教育集団一般命令（教育集団般命第 9 3 号。2 8 . 1 2 . 8）
- 文書 4 3 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する補給本部一般命令（補本般命第 2 5 3 号。2 8 . 1 2 . 9）
- 文書 4 4 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する第 2 補給処一般命令（2 補般命第 2 2 0 号。2 8 . 1 2 . 1 2）
- 文書 4 5 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加に関する第 6 航空団一般命令（6 空団般命第 1 8 0 号。2 8 . 1 2 . 1 2）
- 文書 4 6 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加等に関する中部航空警戒管制団一般命令（中警団般命第 1 9 9 号。2 8 . 1 2 . 9）
- 文書 4 7 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加等に関する航空警務隊一般命令（空警般命第 3 9 号。2 8 . 1 2 . 7）
- 文書 4 8 平成 2 8 年度在外邦人等保護措置訓練への参加等に関する航空警務隊本部一般命令（警本般命第 1 8 号。2 8 . 1 2 . 9）

別表

1 通番	2 文書 番号	3 不開示とした 部分	4 不開示とした理由	5 開示すべ き部分
1	文書 3	別紙中，第6項第2号イ（ア）a，第12項第2号イ（ア），付紙第2第2項及び同第3項のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
2		別紙中，付紙第1，付紙第2第1項及び付紙第3のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
3	文書 4	5ページの写真の顔部分，10ページ，11ページ及び15ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができるようになり，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当する。	11ページ及び15ページの各不開示部分
4		5ページの写真の顔を除く部分，9	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，こ	なし

		ページ, 10ページ及び12ページないし14ページのそれぞれ一部	れを公にすることにより, 自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。	
5	文書 5	1ページの一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができるようになり, 個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当する。 また, 起案者の内線番号は, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きにも該当する。	起案者の所属, 氏名及び階級部分
6		6ページ及び14ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができるようになり, 個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当する。	なし
7		4ページ, 7ページ	統合訓練の具体的な計画	なし

		ジ、9ページないし12ページ及び14ページのそれぞれ一部	に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
8	文書 6	別添「平成28年度在外邦人等保護措置訓練参加計画について」（以下「別添」という。）中、第2項、第3項第5号、同第6号、第4項第2号及び別紙第4のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
9		別添中、別紙第1ないし別紙第3、別紙第5及び別紙第6のそれぞれ一部		なし
10		主務者の一部（1枚目）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する。 また、主務者の内線番号は、これを公にすることにより、偽計等の対象と	主務者の氏名及び階級部分

			され、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにも該当する。	
1 1	文 書 7	別紙中、第2項第1号、第6項第1号及び同第2号のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
1 2		別紙中、付紙第1、付紙第5、付紙第6の属紙第1ないし同第3のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
1 3		別紙中、付紙第2ないし付紙第4のそれぞれ一部	通信システムに関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の通信要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害	なし
1 4		別紙中、付紙第7の一部		

			するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
15	文書 8	別紙中、第2項第2号及び第5項第2号のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
16	文書 9	本文中、着信者名及び第3項並びに別表のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
17		別紙中、第2項第1号、第7項第1号、同第2号、第12項第1号及び同第2号のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
18		別紙中、付紙第2第1項、同第2項、同属紙第1ないし属紙第3及び付紙第3のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
19	文書 10	別紙中、第1項、第5項第3号及び付紙第4のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし

			障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
20		別紙中、付紙第2の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
21	文書 11	別紙中、第7項第2号の一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
22		別紙中、付紙第2及び同属紙のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし

2 3	文 書 1 2	本文中，通報者名及び第5項のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
2 4		別紙中，第1項及び第5項のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
2 5		別紙中，付紙第2の一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
2 6	文 書 1 3	別紙中，第1項，第4項及び第5項のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
2 7		別紙中，付紙第2の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度	なし

			が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	
28	文書 14	別紙中，第4項，第5項及び付紙第1のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
29		別紙中，付紙第2及び付紙第3のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
30	文書 15	別紙中，第2項，第6項，付紙第2の属紙第1及び同属紙第2第1項のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我	なし

			が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
3 1		別紙中，付紙第2，同属紙第2第2項及び同属紙第3のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
3 2	文書 1 6	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
3 3		別添「平成28年度在外邦人等保護措置机上訓練（TTX）」（以下，文書16の項目において単に「別添」という。）中，5枚目ないし8枚目，12枚目ないし15枚目，17枚目，18枚目，21枚目，23枚目ないし25枚目，27枚目，29枚目，30枚目，32枚目，33枚目，35枚目ないし39枚目，43枚目，44枚目，46枚目ない	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	13枚目の不開示部分及び21枚目の「1 想定（前提事項）」欄の全て（2行目2文字目ないし13文字目を除く。） （注）行数は標題を含み，文字数は空白を含まず，記号を含む。

		し48枚目, 50枚目, 52枚目ないし54枚目, 56枚目, 58枚目, 59枚目, 61枚目ないし63枚目, 65枚目及び67枚目のそれぞれ一部		
34		別添「総監視察概要」中, 1枚目ないし4枚目の一部		4枚目の不開示部分
35		別添中, 26枚目及び28枚目のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり, これを公にした場合, 自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。	なし
36		別添中, 60枚目の一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができるようになり, 個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当する。	なし
37	文書 17	着信者名の一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され, 防衛省・自衛隊の	なし

			任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
38	文書 18	別紙中、第2項ないし第4項の一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
39	文書 19	別紙中、第2項及び付紙のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
40	文書 20	別紙の表中の一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5	なし

			条3号に該当する。	
4 1	文書 2 1	別紙中，第1項ないし第3項のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な計画に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
4 2	文書 2 2	3ページ及び4ページのそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
4 3	文書 2 3	2ページ及び3ページのそれぞれ一部	訓練の具体的な成果及び検討事項に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の能力及び練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
4 4		5ページの写真の顔部分（不鮮明なものを除く。）	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることか	なし

			ら、法5条1号に該当する。	
45	文書 24	3ページ及び4ページのそれぞれ一部	訓練の具体的な成果及び検討事項に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
46		6ページの写真の顔部分（不鮮明なものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当する。	なし
47	文書 25	3ページの「6 訓練参加要員（基準）」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
48		3ページの「7 装備品等の差出（基準）」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我	なし

			が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
49	文書 26	別紙の「1 訓練参加要員」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
50	文書 27	2ページの「4 訓練参加者」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
51		3ページの「2 装備品等差出（基準）」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
52	文書	別紙の「2 訓練	統合訓練の編成に関する	なし

	28	参加要員（基準）」の一部	情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	
53	文書 29	別紙の「4 訓練参加要員（基準）」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
54	文書 30	別紙の「4 訓練参加要員（基準）」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
55	文書 32	1枚目の2及び宛先の一部並びに別紙の「4 訓練参加要員」の全て	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自	なし

			衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
56	文書 33	別紙の「4 訓練参加者」及び「5 管理事項」のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
57	文書 34	3ページの「1 要員及び装備品等の差し出し」、5ページ及び6ページの付表第1のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
58		7ページ及び8ページの付表第2の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ	なし

			れがあることから、法5条3号に該当する。	
59		3ページの「2 航空機の運航要領」及び4ページの「5 安全」のそれぞれ一部	統合訓練の実施要領に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する運用要領や能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
60		4ページの「4 通信」及び10ページの付図のそれぞれ一部	統合訓練における通信に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用における通信要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
61	文書 35	2ページ及び3ページの「1 人員」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
62		3ページの「2 装備品等」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であ	なし

			り，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	
63	文書 36	2ページの「(2)机上訓練」及び「(3)実動訓練」のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
64		2ページの「(1)主要演練項目」並びに3ページの「3 成果並びに改善又は検討を要する事項」及び「4 所見」のそれぞれ一部	統合訓練の成果に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する運用要領や能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	なし
65	文書 37	2ページの「2 人員の差し出し」及び3ページの付紙第1のそれぞれ一部	統合訓練の編成に関する情報であり，これを公にした場合，自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂	なし

			行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
66		4ページの付紙第2の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
67	文書 38	本文の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
68	文書 39	2ページの「(1)差出要員」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当す	なし

			る。	
69		3 ページの「(2) 差出装備品等」及び4ページの「エ 実施内容」のそれぞれ一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
70	文書 40	別紙の「3 参加者」の全て	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
71		別紙の「4 装備品の差出し」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
72	文書 41	2ページの「4 実施項目」の(1)ア及び	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合	なし

		(2) アのそれぞれ一部	運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
73		2ページの「イ 装備品等の差し出し」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
74	文書 42	別紙の「4 参加要員」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
75	文書 43	付表の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひい	なし

			ては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	
76	文書 44	2ページの「4参加者」の全て及び「6管理事項」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
77	文書 45	2ページの「3訓練参加要員」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
78	文書 46	2ページの「4訓練参加者」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし

79		3ページの「装備品の差出」の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
80	文書 47	2ページの「5 訓練参加者等」の全て及び3ページの「7 訓練日程（基準）」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
81		3ページの「6 装備品」及び「8 服装等」のそれぞれ一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。	なし
82	文書 48	2ページの「4 訓練参加者」の一部	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度	なし

			が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。	
--	--	--	---	--